第５次東海市ごみ処理基本計画（素案）

（令和９年度（２０２７年度）～令和１９年度（２０３７年度））

概要版(案)

令和８年（２０２６年）１０月１３日時点

東海市

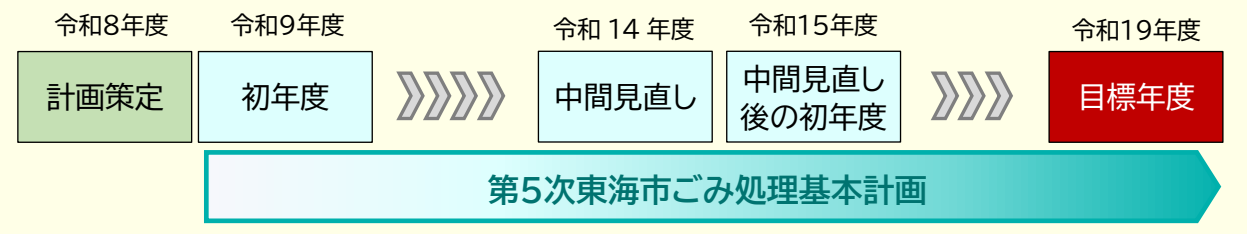
はじめに

東海市（以下「本市」といいます。）では、一般廃棄物の処理について、一般廃棄物の減量化や資源化を推進するとともに、最終的に残った一般廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「第5次東海市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

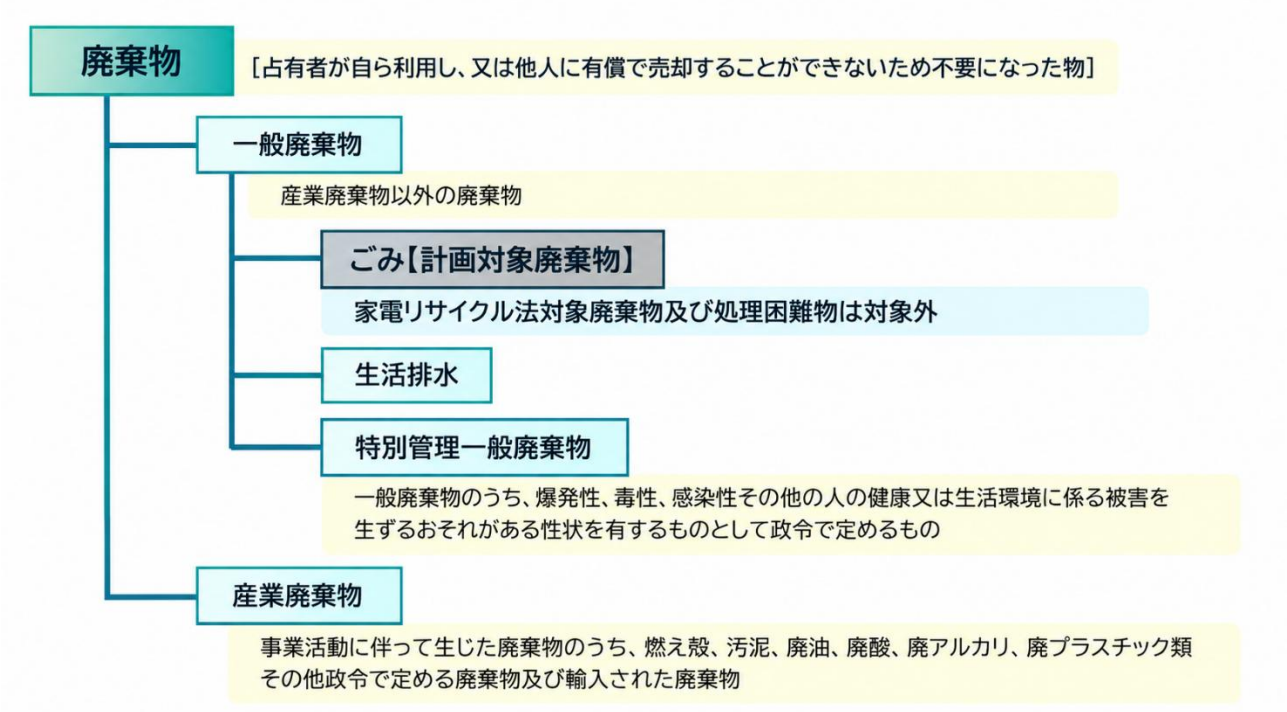
本計画は、持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進、家庭系ごみ・事業系ごみの適正排出の推進、安全で、安定的かつ効率的な収集・運搬の推進などに関する基本的な方向を定めています。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき策定した「食品ロス削減推進計画」を含めた内容となっています。

【計画期間】



【計画対象廃棄物】



【計画の推進主体】

市民、地域・団体、事業者、市

ごみ処理の実績と課題

ごみ処理の実績

① 1人1日当たりのごみ総排出量の実績

計画名	目標値	目標年度	達成状況	達成年度	(参考) 令和7年度(2025年度) 実績値
第4次ごみ処理基本計画	850g／人･日	令和6年度 (2024年度)	○	令和2年度 (2020年度)	696g／人･日
	842g／人･日	令和8年度 (2026年度)	○	令和3年度 (2021年度)	
第4次循環型社会形成推進基本計画	約850g／人･日	令和7年度 (2025年度)	○	令和2年度 (2020年度)	
第7次総合計画	765g／人･日	令和10年度 (2028年度)	○	令和6年度 (2024年度)	
第3次環境基本計画	730g／人･日	令和15年度 (2033年度)	○		

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の実績

計画名	目標値	目標年度	達成状況	達成年度	(参考) 令和7年度(2025年度) 実績値
第4次ごみ処理基本計画	500g／人･日	令和2年度 (2020年度)	○	令和4年度 (2022年度)	416g／人･日
	487g／人･日	令和8年度 (2026年度)	○	令和3年度 (2021年度)	
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	約478g／人･日	令和12年度 (2030年度)	○	令和2年度 (2020年度)	
愛知県循環型社会形成推進計画	434g／人･日	令和13年度 (2031年度)	○	令和6年度 (2024年度)	

ごみ処理の課題

令和7年度(2025年度)には市民を対象に第5次ごみ処理基本計画アンケート調査を行い、令和8年度(2026年度)には東海市3R推進協議会及び東海市環境審議会において第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画の取組状況に対する評価を行っています。それらの結果及び評価を踏まえ、次のとおり今後の課題を設定しました。

課題1 今まで以上に市民、地域･団体、事業者、市が協働して3Rを推進していくためには、次に掲げる事項が必要です。

1 あらゆる方に対してごみの排出方法･マナー等について分かりやすく、効果的に普及啓発するとともに、環境イベント等の実施により日常生活において気軽に取り組みやすく、継続しやすい内容の取組への理解促進に努めること。

2 アンケート調査結果や3R推進協議会を通じて得た市民の意見が本計画にどのように反映されているかをできる限り分かりやすく提示することにより、市民、地域･団体、事業者の理解を深め、各主体の協働のもと本計画の推進を図ること。

3 本市が一事業者として自らごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、率先的な3R活動の推進を図ること。

課題2	ごみの減量において生ごみ処理機等の活用が効果的であることから、生ごみ処理機等購入費補助金の交付やキエーロの頒布など本市の生ごみの減量に向けた取組について、情報発信の強化に努める必要があります。

課題3	アンケート調査結果から市民のフードドライブへの参加やローリングストックの実施に対する興味関心の高さがうかがえるため、幅広い世代の方がフードドライブに参加し、ローリングストックを正しく実施できるよう情報発信の強化に努める必要があります。

課題4	今まで以上にごみの資源化を推進していくためには、家庭系ごみにあってはアンケート調査結果を踏まえ、市民の需要に即した資源回収品目の見直しを行うことにより家庭系ごみの資源化を促進し、事業系ごみにあっては事業者向けの事業系ごみガイドブックの普及に努め、資源物を扱う資源回収業者等の紹介を徹底することにより事業系ごみの資源化を促進する必要があります。

課題5	地域における安定的な資源分別収集を推進するためには、現行の資源集団回収の実施体制を検討する必要があります。

課題6	今まで以上にごみの適正処理を推進していくためには、家庭系ごみにあっては取扱いに注意を要するごみの適正排出を普及啓発することにより家庭系ごみの適正排出を促進し、事業系ごみにあっては事業者向けの事業系ごみガイドブックの普及に努め、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や排出方法・ルールについて周知徹底することにより事業系ごみの適正排出を促進する必要があります。

課題7	アンケート調査結果を踏まえ、高齢化の進行に伴う家庭からの日々のごみ出し問題に対応できるよう、将来に渡り誰もが安心して生活できる収集・運搬体制を構築する必要があります。

課題8	万が一の災害に備え、災害廃棄物の処理を滞りなく進めるためには、実効性のある職員行動マニュアルの策定により職員一人一人のキャリアアップを図る必要があります。

基本理念と数値目標

基本理念

ごみの問題は、市民・地域・団体、事業者、市のいずれか一者のみで解決できるものではありません。市民一人一人の日常生活における行動や、地域・団体による自主的な活動、事業者による環境に配慮した事業活動、市による制度や仕組づくりが相互につながり、それぞれの役割を果たすことにより、資源が循環する持続可能な社会の実現につながります。

こうした考え方のもと、本計画では基本理念を次のとおり定めました。

みんなでつなぐ、資源がめぐるまち　とうかい

～循環型社会づくりを通じて『持続可能な環境都市　とうかい』を創る～

成果指標と数値目標

本計画では、第4次計画東海市ごみ処理計画の指標と同様に、ごみ総排出量から事業系ごみ及び家庭系ごみの資源物を差し引いた「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」と「1人1日当たりのごみ総排出量」を成果指標とします。

成果指標１　1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人・日）

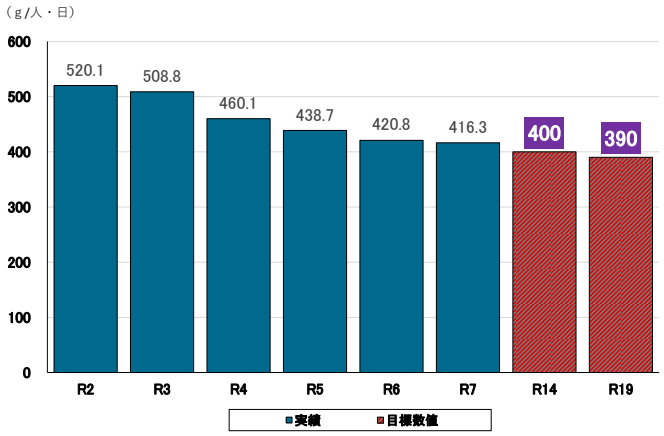
R7年度実績値
416.3g/人・日

R14 年度目標値
400g/人・日

1人1日当たり
16.3g減量が
目標！

R19年度目標値
390g/人・日

1人1日当たり
26.3g減量が
目標！



成果指標１　1人1日当たりのごみ総排出量（g/人・日）

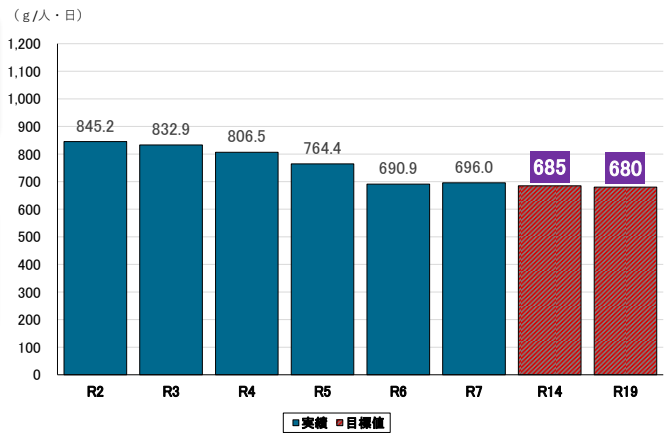
R7年度実績値
696.0g/人・日

R14 年度目標値
685g/人・日

1人1日当たり
11.0g減量が
目標！

R19年度目標値
680g/人・日

1人1日当たり
16.0g減量が
目標！



目標達成に向けた基本方針と施策展開

基本理念及び数値目標を実現するため、2つの基本方針と8つの基本施策で構成される施策を計画的に推進します。

基本方針1　**市民、地域・団体、事業者、市が協働して、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを推進します。**

基本施策１：普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習の推進

市民、地域・団体、事業者それぞれがごみ問題や資源循環の重要性について理解を深め、日常生活や事業活動の中での主体的な3R行動の実践を促進するため、継続的な普及啓発、情報提供、環境教育・環境学習を推進します。

特に、今まで以上に3R活動講座等への参加の促進を図り、誰もが主体的に実践しやすい3R活動に関する情報提供に努めます。

【個別施策】
（１）市が有する多様な情報発信メディアの特性に応じた普及啓発
（２）市民、地域・団体、事業者の需要に即した情報提供
（３）3R活動講座等の実施による環境教育・環境学習の推進 【重点施策】

基本施策２：ごみの発生抑制の推進

循環型社会の形成に向けては、ごみの再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)に先立ち、ごみそのものの発生を抑制すること(リデュース)が重要であることから、市民・地域・団体・事業者が、ごみの発生抑制について理解を深め、日常生活や事業活動においてごみを出さない行動を実践できるよう、各主体によるごみの発生抑制に向けた取組の促進を図ります。

特に、食品ロスの削減を推進するとともに、食品を計画的に購入し、消費するライフスタイルの定着を促進し、ごみの発生抑制を図ります。

【個別施策】
（１）生ごみの減量に向けた取組の推進
（２）食品ロスの削減の推進 【重点施策】
（３）ローリングストックの実施の促進 【重点施策】

基本施策３：再使用、再生利用の推進

限りある資源を有効に活用し、資源が循環する持続可能な社会を実現するため、市民・地域・団体・事業者による再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)の取組の促進を図ります。

特に、市民の需要に即した資源回収品目の見直しを行うことにより家庭系ごみの資源化を進め、市民が資源として排出しやすい環境づくりを推進します。

【個別施策】
（１）資源として出せる機会の拡充 【重点施策】
（２）資源集団回収の実施体制の検討
（３）事業系ごみの資源化の促進

基本施策４：市の事業者としての率先的な３Ｒ活動の推進

市役所をはじめ公共施設等において、市民や事業者の模範となる環境負荷の低減に配慮した事業活動を実施するなど、市が一事業者として自らごみの発生抑制や資源化に取り組むことにより、率先的な3R活動を推進します。

【個別施策】
（１）事業系ごみの資源化の推進
（２）季節ごとの消費の機会を捉えた取組の実施

基本方針2　**安全で、安定的かつ効率的なごみの適正処理を推進します。**

基本施策５：家庭系ごみの適正排出の推進

家庭系ごみの適正排出を促進するため、市民がごみの分別方法や排出方法を正しく理解し、適正に排出できる環境づくりを推進します。
特に、近年、国において重要視されているリチウムイオン電池による火災事故等の防止の観点から、小型充電式電池をはじめとする取扱いに注意を要するごみの適正な排出方法について普及啓発及び周知徹底に努めます。

【個別施策】（１）ごみ指定袋制度の見直しの検討
（２）取扱いに注意を要するごみの適正排出の普及啓発 【重点施策】

基本施策６：事業系ごみの適正排出の推進

事業系ごみの適正排出を促進するため、事業者に対し、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や排出方法･ルールについて周知徹底に努めます。
また、関係事業者との連携のもと、不適正排出事業者への指導の徹底に努めます。

【個別施策】（１）事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別の周知徹底
（２）不適正排出事業者への指導の徹底

基本施策７：安全で、安定的かつ効率的な収集・運搬の推進

市民の日常生活を支えるごみ収集サービスを将来にわたり継続して提供するため、安全で、安定的かつ効率的な収集･運搬を推進します。
特に、高齢化の進行等によりごみ出しが困難となる市民への対応について検討し、誰もが安心してごみを排出できる環境づくりに努めます。

【個別施策】（１）持続可能な収集･運搬体制の確保
（２）移動困難者を対象とした収集･運搬体制の構築の検討 【重点施策】

基本施策８：災害時における処理体制の充実

大規模地震や風水害等の災害により生じた災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、災害発生後の市民生活の早期復旧･復興につなげるため、災害廃棄物処理体制の充実を図ります。
具体的には、東海市災害廃棄物処理計画に基づく各種マニュアルの整備や職員の知識･対応力の向上を図るとともに、市民への普及啓発を推進します。

【個別施策】（１）災害廃棄物処理体制の強化
（２）災害時対応と知識に関する市民への普及啓発

食品ロス削減推進計画（基本施策2－個別施策「食品ロスの削減の推進」）

課題1	愛知県における食品ロスの現況推計の方法を踏まえ、家庭系ごみのごみ袋開袋調査の実施を検討する必要があります。
課題2	環境イベント等の実施により今まで以上に食品ロスの削減に対する市民意識の醸成を図る必要があります。

【食品ロス削減に向けた施策】

（１）教育及び学習の振興、普及啓発等
（２）食品関連事業者等の取組に対する支援
（３）実態調査等
（４）情報の収集及び提供
（５）未利用食品等を提供するための活動の支援等

計画の推進

各主体の役割

主体	範囲	役割
市民	市内に在住する方	●自らがごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ることが必要です。 ●ごみ問題をはじめとする環境負荷の低減への関心と理解を深め、循環型社会づくりに積極的に参加・協力することが必要です。
地域・団体	コミュニティ、町内会・自治会、市内で活動する市民活動団体・NPO※	●各主体の循環型社会づくりへの理解や活動を促進し、意識啓発を図るとともに、連携・協働のつなぎ手となることが必要です。
事業者	市内で事業活動を行っている事業者・NPO※	**【排出事業者】** ●事業活動に伴う廃棄物を自らの責任で適正に処理するとともに、原材料の選択から生産、流通・販売までの各段階で発生抑制に努めることが必要です。 ●余剰原材料等の再使用・再生利用を徹底し、廃棄物として排出するものは資源化を最優先に、環境負荷に配慮した適正処理を行うことが必要です。 **【廃棄物処理業者】** ●廃棄物の適正処理を確保するとともに、減量・資源化に努めることが必要です。 ●処理に伴う環境負荷の低減と生活環境の保全を図り、積極的な情報公開を通じて市民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要です。
市	東海市	●一般廃棄物の処理責任者として、普及啓発や情報発信を通じて各主体の自主的な排出抑制を促進するとともに、適正な循環的利用を推進し、処分が必要な廃棄物の適正な中間処理・最終処分を確保することが必要です。 ●県・他市町村との連携による広域的な取組、関係法に基づく回収体制の構築や市民への周知徹底に努めることが必要です。

※　NPOは、組織活動内容によって、「地域・団体」、「事業者」のどちらにも属することがあります。

推進体制

本計画は、東海市ごみ対策本部において基本的施策の実施について協議し、東海市3R推進協議会において進行管理を行い、国・県・近隣市との連携を図りながら、推進していきます。

進行管理

本計画は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行います。

本計画の進行管理に当たっては、毎年度、施策の実施状況、目標の達成状況等について把握し、東海市3R推進協議会に報告し、計画の進捗状況を評価します。また、計画の進捗状況を踏まえて必要に応じ施策の見直しを図り、毎年度策定する東海市一般廃棄物処理計画（実施計画）に反映し、取組を推進します。